

千葉市要保護児童対策及びDV防止地域協議会設置要綱

(設置)

第1条 要保護児童（児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第8項に規定する要保護児童。以下同じ。）及び配偶者からの暴力を受けた被害者（以下、「DV被害者」という。）の早期発見及び適切な保護を図るため、関係機関が連携し、要保護児童及びDV被害者に関する情報の交換及び支援内容の協議を行うことを目的とし、千葉市要保護児童対策及びDV防止地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 協議会は、法第25条の2第1項に規定する要保護児童対策地域協議会として設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 要保護児童及びその保護者（以下「要保護児童等」という。）並びにDV被害者の早期発見及び適切な保護を図るために必要な情報の交換
- (2) 要保護児童等及びDV被害者に対する支援の内容に関する協議
- (3) その他、協議会の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる会議をもって組織する。

- (1) 代表者会議
- (2) 実務者会議
- (3) 個別ケース検討会議

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、別表第1に掲げる関係機関等の代表者又はこれに準ずる者（以下「代表者等」という。）の互選により選出する。
- 3 会長は、協議会の事務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員

の任期は、前任者の在任期間とする。

(代表者会議)

第6条 代表者会議は、別表第1に掲げる関係機関等の代表者等をもって構成する。

2 代表者会議は、実務者会議が円滑に運営されるための環境整備を行うため、次に掲げる事項を協議する。

(1) 要保護児童等及びDV被害者の支援に関するシステム全体の検討

(2) 実務者会議から受けた活動状況の報告と評価

(3) 前2号に掲げるもののほか、代表者会議の目的を達成するために必要な事項

3 代表者会議に座長を置き、会長をもってこれに充てる。

4 座長は、会議の進行を担当する。

(実務者会議)

第7条 実務者会議は、別表第2に掲げる関係機関等の実務担当者をもって構成する。

2 実務者会議は、区を単位として設置する。

3 実務者会議は、要保護児童等の支援を行っている者の知識及び経験を要保護児童等の支援等に反映させるため、次に掲げる事項を協議する。

(1) 全ての児童虐待事例の定期的な状況の確認、主担当機関の確認、援助方針の見直し等

(2) 定期的な情報交換や、個別ケース検討会議で課題となった点の更なる検討

(3) 要保護児童等の実態把握及び支援を行っている事例の総合的な把握

(4) 代表者会議への報告

(5) その他、実務者会議の目的を達成するために必要な事項

(個別ケース検討会議)

第8条 個別ケース検討会議は、個別の要保護児童等について、直接関わりを有している担当者や今後関わりを有する可能性のある関係機関等の担当者をもって構成する。

2 個別ケース検討会議は、個別の要保護児童等に対する具体的な支援の内容等を検討するため、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 関係機関が現に対応している虐待事例についての危険度や緊急度の判断
- (2) 要保護児童の状況の把握及び問題点の確認
- (3) 支援の経過報告及びその評価並びに新たな情報の共有
- (4) 援助方法の確立及び役割分担の決定並びにその認識の共有
- (5) 個別の要保護児童等に対する支援及び指導並びに他の機関との連携の中心となる機関及び主たる援助者の決定
- (6) 実際の援助、支援方法及び支援計画の検討
- (7) その他、個別ケース検討会議の目的を達成するために必要な事項
(調整機関)

第9条 法第25条の2第4項に規定する要保護児童対策調整機関は、こども未来局こども未来部こども家庭支援課とする。

(守秘義務)

第10条 代表者会議、実務者会議又は個別ケース検討会議の構成員又は構成員であった者は、法第25条の5の規定に基づき、協議会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関して必要な事項は、協議会が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年7月23日から施行する。
- 2 千葉県児童虐待及びDV防止連絡協議会設置要綱は廃止する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1（第6条関係）

区 分	関 係 機 関 等
国又は地方公共団体の機関（法第25条の5第1号）	千葉家庭裁判所
	千葉地方法務局
	千葉県警察千葉市警察部
	千葉県女性サポートセンター
法人（法第25条の5第2号）	千葉県弁護士会
	一般社団法人 千葉市医師会
	一般社団法人 千葉市歯科医師会
	公益社団法人 千葉県看護協会千葉地区部会
	公益社団法人 千葉市幼稚園協会
	公益社団法人 千葉市民間保育園協議会
	社会福祉法人 千葉市社会福祉協議会
	特定非営利活動法人 虐待から子どもを守る支援ネットワークちば
	特定非営利活動法人 全国女性シェルターネット
	特定非営利活動法人 千葉性暴力被害支援センターちさと
児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者（法第25条の5第3号）	千葉県児童福祉施設協議会
	千葉市民生委員児童委員協議会
	千葉人権擁護委員協議会千葉支部会
	千葉市PTA連絡協議会
	千葉市小中学校長会
	千葉市保育協議会
	学識経験者

別表第2（第7条関係）

区分	関係機関等	区
国又は地方公共団体の機関 (法第25条5第1号)	千葉県警察本部生活安全部少年課	全区
	千葉中央警察署	中央区
	千葉東警察署	若葉区
	千葉西警察署	花見川区 美浜区 稲毛区
	千葉南警察署	緑区
	千葉北警察署	花見川区 稲毛区
	区高齢障害支援課	所管する区
	区子ども家庭課	
	区社会援護課	
	区社会援護第一課 区社会援護第二課	
	区健康課	
	東部児童相談所	中央区 若葉区 緑区
	西部児童相談所	花見川区 稲毛区 美浜区
	子ども家庭支援課	全区
	こころの健康センター	
	健康支援課	全区を対象 として適宜
	市立海浜病院	
法人(法第25条の5第2号)	児童家庭支援センター ふたば	中央区及び 稲毛区
	子ども未来サポートセンター ほうゆう	花見川区及 び美浜区

	児童家庭支援センター 旭ヶ丘	若葉区及び 緑区
	児童家庭支援センター 子里	中央区及び 緑区
児童の福祉に関連する職務 に従事する者その他の関係 者(法第25条の5第3号)	千葉市区民生委員児童委員協議会	所管する区
	千葉市小中特別支援学校教頭会	
	千葉市保育協議会	